

社会福祉法人名古屋キリスト教社会館 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋キリスト教社会館の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

- 2 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤の役員とは、役員のうち常勤理事以外のものをいう。
- 4 報酬とは月額報酬、出席報酬、賞与その他職務執行の対価として支給するものをいう。
- 5 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
 - (1) 常勤理事 報酬（賞与含む）
 - (2) 非常勤役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算定式により算出される額
- (3) 非常勤の役員に対する報酬額は別表第4に定める額
- (4) 評議員に対する報酬額は別表5に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等支払は、次の号に定める時期とし、職員給支給日と同様の扱いとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤支給基準と給与規程に準じ支給する。

3 役員等が、職務執行にあたって、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を一般職員出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受け行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を受け、評議員会の承認を経て別に定める。

附則

この規程は、2017年 6月16日（定時評議員会の承認日）から施行する。

改正法附則

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

名古屋キリスト教社会館 役員等報酬規程

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬額	基準
理事長	月額 181,000円	法人給与表Ⅱ 役員級 5等級—1の2分の1

*注：法人給与規程Ⅱの規定によるその他手当を含むものとする。

別表第2 (常勤の理事の賞与)

役職名	報酬額	基準
理事長	年間報酬額 の3か月分	法人給与表Ⅱ 賞与の規定

*施設、事業所の管理者の兼務となる役員は、職員給与の支給を受けている。

*現に、職員給与を受けている理事は、役員報酬を支給しない。

別表第3 (非常勤の役員の報酬額)

(理事)

	日 額
理事会等への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設等における業務	10,000円
研修等1日または複数日における業務	15,000円

(監事)

	日 額
理事会等への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設等における業務	10,000円
研修等1日または複数日における業務	15,000円

別表第4 (評議員の報酬額)

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、法人・施設等における業務	5,000円
研修等1日または複数日における業務	8,000円